

概要

恵那市恵那峡公園条例の制定について

目的

恵那峡は、県立自然公園で恵那市の景勝地として親しまれてきました。今回、より魅力ある恵那峡とするため、ビジターセンター建設をはじめ公園内の再整備を行い、市外の観光客や市民に人々の交流を促進し、地域のにぎわいを創出することとしています。

これを機に公の施設として管理運営体制を確立するため、条例を制定します。条例の制定に皆様のご意見を募集します。

概要

この条例は、人々のふれあい及び交流を促進し、地域のにぎわいを創出するため、恵那市恵那峡公園（以下「公園」という。）を設置する。

名称は、「恵那市恵那峡公園」とします。

公園には、次の施設を有します。

- (1) さざなみ公園
- (2) 多目的広場
- (3) 傘岩公園
- (4) 散策路
- (5) ビジターセンター
- (6) 駐車場

公園の管理は、指定管理者に行わせます。

公園管理のための業務内容を定めます。

公園内のビジターセンターの休業日は、12月29日から翌年1月3日までとします。

公園内のビジターセンターの利用時間は、午前9時から午後5時までとします。

公園内で、次の行為を行う場合は、管理者の許可を必要とします。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために、指定施設の全部又は一部を独占して利用すること。

公園内の禁止行為を定めます。

- (1) 公園の施設、附属設備又は備付物品（以下「施設等」という。）を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (3) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は駐車すること。
- (4) ごみの投げ捨て、又は不衛生な行為をすること。
- (5) たき火その他公園施設等に危険を及ぼす行為をすること。

- (6) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 公園をその用途以外に利用すること。
- (8) その他公園の管理に支障があると認められる行為をすること。

利用者の利用料は管理者が受領します。

利用者の利用料を減免または免除することができます。

既納の利用料は不還付です。

管理者は、使用の制限または利用許可を取り消すことができます。

利用者は権利の譲渡等を禁止します。

利用者は、利用終了後は、原状回復しなければならない。

利用者は公園の施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

管理者が、公園の管理を行う期間を 5 年以内とします。

別表で利用料金を定めます。

区分	単位	期間	金額
ビジターセンター	1 室	1 時間	550 円
物品の販売、募金、その他これに類する行為をすること。	1 件	1 日	220 円
興業を行うこと。	1 件	1 日	4,400 円
競技会、展示会、集会その他これに類する行為をすること。	1 m ²	1 日	22 円

条例（案）

本条例は令和元年 12 月議会に上程予定であり、市議会の議決は得ておりません。

募集期間

令和元年 10 月 3 日（木）から 10 月 17 日（木）まで

募集方法

- ・窓口への書面の提出
- ・郵便
- ・ファクシミリ
- ・電子メール